

令和6年6月12日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

医師会及び医療機関への安全確保に資する警察からの支援について（再周知）

平素は本会事業の推進につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年7月13日付の本会通知にて、日本医師会が警察庁に対し、「全国の医師会、医療機関からの依頼を踏まえ、安全確保に資する必要な支援を的確に行っていただきたい」と要請したことをお知らせしていますが、今般、改めて日本医師会から通知がありました。

この度の通知は、警察庁から各都道府県警察に向けて、令和4年6月20日付で通達「各都道府県医師会及び医療機関との連携の推進等について」が発出され、各都道府県医師会等から相談・110番通報等がなされた場合には、生活安全部門や刑事部門をはじめとする関係部門が連携し、指導・助言・検挙等の必要な措置を確実に講じよう指示がなされていることを示した上、同通達の有効期間が令和6年3月31日となっていたため、今般、有効期間の更新（令和9年3月31日まで）が図られたことをお知らせしています。

貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、会員医療機関にご周知賜りますようお願い申し上げます。

【担 当】

大阪府医師会 医事対策課 辻井

TEL:06-6763-7011

MAIL: m-tsujii@po.osaka.med.or.jp